



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年11月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年10月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 あっとはーぶ
- 3 代表者の氏名
小口松年
- 4 主たる事務所の所在地
長野県北安曇郡池田町大字会染5252番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立支援に関する事業や、障害者・高齢者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年11月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年10月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 未来の風
- 3 代表者の氏名
北野とみ江
- 4 主たる事務所の所在地
松本市出川二丁目24番地14号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、心身の発達に障害がある子ども達、またはその心配のある子ども達とその家族、地域の人達に対して、子どもや支援者が住み慣れた地域で安心して生活できるようになるために必要な療育と生活支援のための事業、福祉に関する教育・啓発活動を行い、地域生活に必要な支援体制を構築し福祉の向上と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年11月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成17年10月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 信州ソフトウェア協会
- 3 代表者の氏名
小穴一郎
- 4 主たる事務所の所在地
長野県塩尻市大字広丘吉田1154番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、IT（情報処理技術）を学習しようとする人に対し、教育支援を行う。またITの利用を目指す人に対し、技術支援を行うことにより、地域社会へのIT普及を目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
㈱イトーヨーカ堂 上田店
上田市天神1-9-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
田沢倉庫㈱
上田市天神1-9-14
- 3 変更しようとする事項
(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	4箇所	3箇所
出口	4箇所	4箇所
合計	8箇所	7箇所

* 位置は届出書に添付された図面のとおりに

- 4 変更年月日
平成17年10月27日
- 5 届出年月日
平成17年10月26日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課及び長野県上小地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間

平成17年11月10日から平成18年3月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月10日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオ

茅野市本町東5199ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

ちの本町共同店舗(事)

茅野市本町東10-47

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時	午後8時
(有)大和屋		
向山 カズ子		
(有)チノ薬品		
(有)カジュアル屋		
丸興工業(株)		

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
(有)大和屋	午前9時	午前0時
向山 カズ子		
(有)チノ薬品		
(有)カジュアル屋		
丸興工業(株)		

(2) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時30分～午後8時30分	24時間
2		
3		

4 変更年月日

平成18年3月3日

5 届出年月日

平成17年10月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県諏訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月10日から平成18年3月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月10日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 寿店

松本市寿北6-27-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (日曜日のみ 午前9時)	午後9時
青柳 良雄	午前10時	午後7時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
青柳 良雄	午前10時	午後7時

(2) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

変更前	変更後
24時間（無施錠）	24時間

4 変更年月日

平成18年3月3日

- 5 届出年月日
平成17年10月27日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課及び長野県松本地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月10日から平成18年3月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
Sports Mall of 長野
長野市川合新田字古屋敷3401-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
前川産業(株)
東京都江東区牡丹2-13-1
- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
(変更前) 午後8時(年間60日午後9時)
(変更後) 午後9時30分
- (2) 来客が駐車場を利用することが出来る時間帯

変更前	変更後
午前9時30分～午後8時30分 (年間60日午後9時30分)	午前9時30分～午後10時

- 4 変更年月日
平成17年11月18日
- 5 届出年月日
平成17年10月28日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課及び長野県長野地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成17年11月10日から平成18年3月10日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月10日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イルフプラザ
岡谷市中央町1-5
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
岡谷市
岡谷市幸町8-1
(名)小口元五郎商店
岡谷市天竜町3-6-15
(尙)美やま
岡谷市中央町1-11-7
宮坂 勝彦
岡谷市本町3-10-17
小池 範明
岡谷市長地源1-2-15
(尙)ハマ時計店
岡谷市中央町1-11-1
北原 幹生
岡谷市山手町2-4-27
(尙)コバヤシ
岡谷市中央町1-11-1
(尙)こまくさ
岡谷市川岸上2-4-52
- 3 変更した事項
- (1) 大規模小売店舗の設置者の住所
(変更前)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
岡谷市	林 新一郎	岡谷市幸町8-1
(名)小口元五郎商店	小口 視 郎	岡谷市天竜町3-6-15
(尙)美やま	山 田 恒	岡谷市中央町1-11-7
宮坂 勝彦	—	岡谷市本町3-10-17
小池 範明	—	岡谷市長地2866-3
(尙)ハマ時計店	浜 義 剛	岡谷市中央町1-11-1
北原 幹生	—	岡谷市山手町2-4-27
(尙)コバヤシ	小 林 幸 雄	岡谷市中央町1-11-1
(尙)こまくさ	日 岐 さゆり	岡谷市川岸上2-4-52

(変更後)

氏名(名称)	代表者氏名	住 所
岡谷市	林 新一郎	岡谷市幸町8-1
(名)小口元五郎商店	小 口 視 郎	岡谷市天竜町3-6-15
(有)美やま	山 田 恒	岡谷市中央町1-11-7
宮坂 勝彦	—	岡谷市本町3-10-17
小池 範明	—	岡谷市長地源1-2-15
(有)ハマ時計店	浜 義 剛	岡谷市中央町1-11-1
北原 幹生	—	岡谷市山手町2-4-27
(有)コバヤシ	小 林 幸 雄	岡谷市中央町1-11-1
(有)こまくさ	日 岐 さゆり	岡谷市川岸上2-4-52

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者	代表者氏名	住 所
(株)アドベントカンパニー	大 埜 成 幸	横浜市港南区日野南1-6-17-302
岡谷わいわい市場(株)	塚 田 眞 司	岡谷市中央区1-11-1
(株)諏訪青果物卸売センター	遠 藤 直 由	諏訪市大字豊田288
(株)サンジェルマン	馬 淵 正 生	東京都渋谷区道玄坂2-24-1
(有)花サン	三 木 正 幸	岡谷市中央町2-4-2
(株)精良軒	原 忠 之	岡谷市本町2-3-3
(有)ヌーベル梅林堂	中 村 文 明	岡谷市本町3-8-40
(有)丸中商事	畑 文 博	岡谷市若宮2-2-32
小林 万佐子	—	上伊那郡飯島町1076-2
(株)カネジョウ	小 口 博 正	岡谷市中央町2-4-5
(有)ハマ時計店	浜 義 剛	岡谷市中央町1-11-1
(有)グリーンポートサスナカ	山 岡 正 義	岡谷市中央町1-11-1
(有)コバヤシ	小 林 幸 雄	岡谷市中央町1-11-1
(有)大丸	小 池 範 明	岡谷市中央町1-11-1
(有)丸田屋	北 原 幹 生	岡谷市中央町1-11-1
(株)オグチ楽器	小 口 視 郎	岡谷市中央町3-3-1
(有)美やま	山 田 恒	岡谷市中央町1-11-7
(有)こまくさ	日 岐 さゆり	岡谷市川岸上2-4-52
渡辺商事(株)	渡 辺 誠	長野市西町548

(変更後)

小売業者	代表者氏名	住 所
(株)さえき	佐 伯 行 彦	国立市西1-11-6
(株)サンジェルマン	馬 淵 正 生	東京都渋谷区道玄坂2-24-1
(有)花サン	三 木 正 幸	岡谷市中央町2-4-2
(株)精良軒	原 忠 之	岡谷市本町2-3-3
(有)ヌーベル梅林堂	中 村 文 明	岡谷市本町3-8-40
(株)カネジョウ	小 口 博 正	岡谷市中央町1-11-1
(有)ハマ時計店	浜 義 剛	岡谷市中央町1-11-1
(有)グリーンポートサスナカ	山 岡 正 義	岡谷市中央町1-11-1
(有)コバヤシ	小 林 幸 雄	岡谷市中央町1-11-1
(有)大丸	小 池 範 明	岡谷市中央町1-11-1
(有)丸田屋	北 原 幹 生	岡谷市中央町1-11-1
(株)オグチ楽器	小 口 視 郎	岡谷市中央町3-3-1
(有)美やま	山 田 恒	岡谷市中央町1-11-7
(株)イタリアントマト	遠 藤 勝 利	東京都港区赤坂9-6-24

4 変更した年月日

平成17年9月22日

5 届出年月日

平成17年9月30日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年11月10日から平成18年3月10日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県諏訪地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成17年11月10日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

飯田都市計画地区計画 竜丘地区計画

2 縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び飯田市役所

都市計画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月10日

長野県上伊那地方事務所長 牛 越 徹

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び予定数量

A重油 50,000リットル

(2) 物品等の特質

硫黄分質量0.8パーセント以下

(3) 納入期日

契約締結の日から平成18年3月31日までの別に定める日

(4) 納入場所

伊那市大字伊那3497 長野県伊那合同庁舎

(5) 入札方法

1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により、入札に参加することが出来ないとされた者ではないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)別表の「物件の買入れ」欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者ではないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

伊那市大字伊那3497

長野県上伊那地方事務所 総務課

電話 0265 (76) 6800

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所(郵送による入札は認めません。)

ア 日時 平成17年11月30日 午前10時

イ 場所 長野県伊那合同庁舎 501、502号会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

必要とします。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細については、入札説明書によります。

管財課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年11月10日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

1 許可番号 平成17年2月28日

長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-19号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市田口字切合4935-3、4935-6、4939-1、4943-2、4945-1、4948-1、4949、4950-1、4950-3、7040、7042、7043-1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市取出町183

佐久市土地開発公社 理事長 三浦 大助

佐久市田口4893

株式会社柳澤組 代表取締役 柳澤 悦雄

建築管理課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年11月10日

長野県上伊那地方事務所長 牛 越 徹

1 許可番号 平成17年8月11日

長野県上伊那地方事務所指令17上伊地建第32-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊那市大字伊那部6884番地2、6885番地、6890番地、6891番地、6896番地、6897番地、6900番地

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟市清水4501番地1

株式会社コメリ 代表取締役社長 捧 雄一郎

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年11月10日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1 (1) 許可番号 平成17年 5月17日
長野県松本地方事務所指令17松地建第35-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市三郷明盛2472-1、2472-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
松本市深志2-4-1
長野県中信不動産取引事業協同組合
代表理事 望月 勝利
- 2 (1) 許可番号 平成17年 4月22日
長野県指令16建第8-25号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市豊科南穂高4548、4549、4560-1、4560-10、4560-11、4562-5、4569-1、4570、4571、4853（第1工区）
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科南穂高4422
株式会社まるたか 代表取締役 高橋 秀生
- 3 (1) 許可番号 平成17年 8月29日
長野県松本地方事務所指令17松地建第33-6号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出芝茶屋2119-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字広丘高出2141 藤森 正子

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年11月10日

長野県長野地方事務所長 堀内 清司

- 1 許可番号 平成17年 6月15日
長野県長野地方事務所指令17長地建第11-3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市臥竜4丁目307-1、307-3
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字須坂1230番地50
信越商事株式会社 代表取締役 上 沢 広光

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月10日

長野県大町建設事務所長 仁科 光晴

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品及び数量

ア 物品

A 重油

イ 数量（予定数量）

別表のとおり

(2) 納入期限

契約締結日の翌日から平成18年3月31日までの間で別に定める日

(3) 納入場所

別表のとおり

(4) 入札方法

納入場所ごとに1リットル当たりの売買単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が一の納入場所における調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

大町市大字大町1058-2

長野県大町建設事務所総務課

電話 0261 (23) 6530

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成17年11月24日（木） 午後5時（必着）

イ 場所 大町市大字大町1058-2（郵便番号 398-8602）

長野県大町建設事務所総務課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 大町市大字大町1058-2

長野県大町合同庁舎 401・402号会議室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定め

る期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

調達物品名	数量 (予定数量) (リットル)	納入場所	開札の日時	等級区分
A重油	160,000	国道148号 小谷村 雨中無散水消雪ボ イラー施設	平成17年 11月25日 午後2時	A
A重油	120,000	国道148号 小谷村 月岡無散水消雪ボ イラー施設	平成17年 11月25日 午後 2時10分	B以上
A重油	95,000	国道148号 大町市 木崎無散水消雪ボ イラー施設	平成17年 11月25日 午後 2時20分	B以上

道路維持課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月10日

長野県松本建設事務所長 吉池茂昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

地すべり自動観測設備点検

(2) 役務の特質

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から平成18年3月10日まで

(4) 履行場所

東筑摩郡筑北村 小仁熊ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に同種の地すべり自動観測設備の設置又は保守点検業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所総務課

電話 0263(40)1020

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年11月29日(火) 午後1時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 501号講堂

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成17年11月21日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

河川課